

アスベストの取扱い等に係る周知依頼の発出状況

事業	発出先	周知依頼4(1)	周知依頼4(2)
鉄道車両等製造業	(社)日本鉄道車輛工業会 信号工業協会 (社)日本鉄道電気技術協会 鉄道分岐器工業協会 日本索道工業会 その他の鉄道車両等製造業者	7月22日	8月26日
鉄軌道事業	鉄軌道事業者	7月22日	8月26日(※)
旅客自動車 運送事業	(社)日本バス協会	7月27日	8月26日(※)
	(社)全国乗用自動車連合会	7月27日	8月26日(※)
貨物自動車運送事業	(社)全日本トラック協会	7月26日	8月26日
自動車整備事業	(社)日本自動車整備振興会連合会	7月22日 8月22日	8月26日
海運事業	(社)日本船主協会 (社)日本外航客船協会 (社)日本旅客船協会	7月25日	8月26日(※)
	日本内航海運組合総連合会	7月25日	8月26日
造船業	(社)日本造船工業会 (社)日本中小型造船工業会 (社)日本造船協力事業者団体連合会	7月15日 7月22日	8月26日
船用工業	(社)日本船用工業会 (社)日本船用機関整備協会 (社)日本船舶電装協会 (社)日本舟艇工業会	7月15日 7月22日	8月26日
漁船関係	(社)大日本水産会	7月20日	8月26日
港湾運送事業	(社)日本港運協会	7月22日	8月26日
航空関係	(社)全日本航空事業連合会 その他の航空運送事業者等 (社)全国空港ビル協会 空港会社	7月28日	8月26日(※)
	(社)全国空港給油事業協会 (財)空港環境整備協会 (財)航空保安協会	7月28日	8月26日
倉庫事業	(社)日本倉庫協会 (社)日本冷蔵倉庫協会 全国トラックターミナル協会	7月22日	8月26日
貨物利用運送業	(社)全国通運連盟 (社)航空貨物運送協会 (社)日本インターナショナルフレイトフォワードース協会	7月25日	8月26日

注)「8月26日(※)」とある事業においては、5頁の周知文例4(2)の(※)を付した段落の内容を、事業の実態に応じて記載しています。

(周知依頼 4 (1) の文例)

〇〇事業における石綿の取扱いについて

最近、石綿を取り扱う企業の従業員等に、石綿による健康障害が発生していることが明らかにされ、社会的な問題になっているところです。

〇〇事業における石綿の取扱いについては、「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)、「労働安全衛生法」(昭和47年法律第104号)等の関係法令により規定されているところです。

貴団体におかれては、〇〇事業の健全な発展を一層推進するため、傘下会員に対して、上述の関係法令の遵守により石綿の適正な取扱いに万全を期すとともに、傘下会員に対し周知徹底方お願い申し上げます。

また、厚生労働省より石綿による健康被害防止対策への適切な対応についての依頼が別紙のとおり参りました。つきましては、石綿取扱い作業等に従事し退職した者に対する石綿障害予防規則第40条で規定する健康診断と同様の健康診断の速やかな実施、関係労働者等に対する労働安全衛生法第67条に基づく健康管理手帳及び労災補償制度等についてもあわせて周知徹底方お願い申し上げます。

(周知依頼 4 (2) の文例)

〇〇事業における使用アスベストへの対処について

今般のアスベストの使用実態等の調査において、〇〇事業におきまして、アスベスト製品や吹付けアスベストが一部使用されている実態が把握されました。

アスベストの取扱いについては、労働安全衛生法等の関係法令遵守の指導徹底、健康管理に関する必要な情報提供に関する周知を先般お願いしたところですが、アスベストの適切な取扱いを改めて徹底する観点から、関係法令に規定する対処を各事業者において早急にとるよう、傘下会員に対し改めて周知徹底方お願い申し上げます。

(※)特に、不特定多数の方が利用する施設等において吹付けアスベストが露出している場合は、利用者の不安を払拭する観点から、除去、封じ込め、囲い込み等の適切な措置を実施するよう、傘下会員に周知徹底方お願い申し上げます。さらに、これらの対応が確実に措置されることを確認する観点から、定期的に対応状況を把握することとしますので、まずは9月末までの対応状況を報告していただくようお願いいたします。

注) 4頁に「8月26日^(※)」とある事業においては、周知文例4(2)の(※)を付した段落の内容を、事業の実態に応じて記載しています。